

教 育

本市教育の伝統である「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の下、学校と家庭、地域が信頼を深め、市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育改革に取り組んできました。

各校の実情に応じて柔軟な教育課程を編成できる授業日数の確保、146 大学等との協定締結等による年間延べ約 2,000 名の学生ボランティア、全国トップとなる全ての市立学校・園（250 校・園）へ設置された学校運営協議会、毎日の登下校時の子ども見守り活動や子どもたちの学習支援等に延べ 3 万人を超える市民ボランティアの参画等、保護者、地域の方々をはじめ、幅広い市民の方々の参画と教職員の熱意で、先進的な実践が展開されています。

また、GIGA スクール構想による一人一台端末環境の最大限の活用をはじめ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、校内サポートルームの整備や、メタバースを活用した「オンラインの居場所」づくりなど、不登校等児童生徒の学びの機会を保障する取組も進め、誰一人取り残さない教育の充実に努めているところです。

今後も市民の皆様と共に、次代と自らの未来を創造する子どもたちの育成と、人生 100 年時代の生涯学習のまちづくりを推進し、「京都はぐくみ憲章」の理念が、市民生活に息づく社会の実現に向け取組を進めてまいります。

校 園 数、学 級 数 及 び 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数

（令和 8. 5. 1 現在）

校種 事項	幼稚園	小学校	中学校	小中学校 (義務教育学校)		高等学校		総合支援学校			計
				(前期課程)	(後期課程)	(全日制)	(定時制)	(小学部)	(中学部)	(高等部)	
学校 園数	15	150 (分校 1)	64	10		9		9 (分校 1)			257 (分校 2)
学級数	43	2,222	937	(10)	(10)	(8)	(1)	(7)	(7)	(8)	
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数	635	50,930	24,346	2,712	1,469	4,903	239	370	263	685	86,552

注：() は内数

注：学校園数は休校を含む

1 教育改革の推進

保護者や校長会との論議を踏まえ、国による制度化よりも早く、平成 15 年度から本市独自予算による「小学校 1・2 年生における 35 人学級」（小 1：平成 15 年度～、小 2：平成 16 年度～）、「中学校 3 年生での 30 人学級」（平成 19 年度～）を導入・実現し、また全中学校区での校区の状況に応じた「小中一貫教育の取組」をはじめ、「学校評価システム」の全校実施や全国トップクラスの学校運営協議会の設置校数（100%設置）など、全国に先駆けた様々な市民ぐるみの取組を推進してきました。

また、令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面实施となった（高等学校は令和 4 年度から年次進行）現行の学習指導要領の中核の理念である「社会に開かれた教育課程」等は、本市のこれまでの教育実践が高く評価され、全国のモデルとして採用されたものです。

本市では、現行学習指導要領の全面实施に際し、全ての小学校・中学校・小中学校において先行的な実践を進めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実に取り組んできました。また、文部科学省の令和 8 年度新規指定事業である調整授業時数制度の先駆的な取組「サキドリ研究事業」において、市内 10 校が指定を受けるなど、次期学習指導要領の改訂を見据えた研究を推進しています。

そうした取組の中で、GIGA スクール構想の下、令和 2 年度に全小・中・小中・総合支援学校に導入し、令和 7 年度に更新した一人一台端末などの ICT 機器の日常のかつ子どもによる主体的な活用を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っています。

2 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域のより一層の連携を図るため、「学校だより」の地域回覧や学校ホームページ・保護者連絡ツールの活用による全校での情報発信、地域の伝統行事や自然・社寺などを教材とし、地域の方々の参画による教育活動の展開など、開かれた学校づくりによる地域ぐるみの教育を推進しています。

(1) 学校運営協議会と学校評価システム

平成 15 年度から「学校評価システム」を政令市で初めて全校実施し、学校による自己評価、学校運営協議会や保護者による学校関係者評価、学識経験者等からなる検証委員会を設けての第三者評価を柱に、開かれた学校づくりに取り組んでいます。

また、保護者や地域の声を学校運営に反映するとともに、ボランティアの参画などで学校支援を進める「京都方式」の学校運営協議会を平成 16 年度の法制化とともに設置し、現在は全国トップとなる全ての市立学校・園（250 校・園）に設置し、さらに全中学校区において、小・中学校合同の学校運営協議会を設置し、義務教育 9 年間の一貫した学びと育ちの充実に向け学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみの教育を進めています。

さらに、令和 8 年度は、本市教育長が会長を務める「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」が、毎年文部科学省と共同開催する「研究大会」を本市で開催します。「学校をひらく。共創の場へ。」をテーマに、全国の先進事例や本市の実践を踏まえ、今後のコミュニティ・スクールの在り方を展望する機会とします。

(2) 地域学校協働活動推進員試行的配置における検証事業について

地域学校協働活動推進員は、学校・地域・関係機関とのつなぎ役として、それぞれの意見や連絡事項などを取りまとめ、両者の連携を強化したり、学校支援に関わるボランティアを増やしたりする役割を担うなど、様々な取組の充実と教職員の負担軽減を図っていただきます。

令和 7 年度から、各区役所・支所ごとに配置校を選定した上で、当該学校に推進員を配置（令和 7 年度計 14 校、令和 8 年度計 25 校）し、その配置効果（学校運営協議会の活動や地域学校協働活動の充実、学校施設を拠点とする地域住民の居場所と出番づくり、学校における働き方改革の推進）の検証に取り組んでいます。

(3) 市民ぐるみのボランティアの参画

それぞれの豊富な知識や経験、技能を活かし、学校教育を支援する「学校支援ボランティア」をはじめ、年間を通じて延べ約 3 万人の地域の方々にボランティアとして、子どもたちの学習や安心安全等の取組を支えています。

ただいています。

また、現在 146 の大学・短期大学等と連携協定を締結し、「学生ボランティア」学校サポート事業など年間延べ約 2,000 人の学生が、授業やクラブ活動の指導補助など様々な分野で学校教育活動をサポートしていただいています。

(4) 京都ならではの伝統文化教育・体験

地域の方や大学、博物館、神社仏閣、企業等の協力を得て、京都ならではの文化的・歴史的遺産や地域の伝統行事などを通じて、子どもたちが伝統文化に親しみ大切にする態度の育成に努めています。

また、文化庁の京都への全面的移転を契機とし、小・中・小中・高等学校で一貫して茶道（小・高）・華道（中）などすべての児童生徒が生活に根付く伝統文化を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」、「支え手」の育成を進めるなど、伝統文化体験の取組の充実を図っています。

さらに、令和 5 年度からは、市内各所で行われる企業や大学、各種団体による京都の歴史や伝統文化等に関するイベントや講座等の情報を、それらに興味・関心のある子どもたちに提供する「京^{みやこ}伝統文化体験倶楽部」を実施しています。

(5) 歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定

京都の優れた文化を守り、次代に継承する子どもたちを育むため、知識とともに体験から学ぶ機会の充実を図っています。検定実施にあたり、小学校 4 年生全員に、ジュニア京都検定テキストブックを無償配布し、家庭学習や学校の授業で活用されています。検定は、小学校 5 年生対象の「基礎コース」、6 年生対象の「発展コース」を実施し、毎年約 2 万人が受検しています。また、「ジュニア京都文化観光大使」を公募による選考を経て任命し、京都の魅力を発信するための様々な活動を行っています。

(6) 中高生による「京都・観光文化検定試験 3 級」チャレンジ

「歴史都市・京都」への興味関心を更に深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぎ、京都ならではのおもてなしを実践できる子どもたちを育むため、市内在住又は府内在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議

所及び事業者との連携・協力により、「京都・観光文化検定試験 3 級」の受験を支援しています。令和 7 年度は 456 名の中高生が受験しました。

3 確かな学力向上対策等の推進（学習指導）

(1) 小・中学校（小中学校を含む）

小・中学校においては、本市独自の教育課程指導計画である「京都市スタンダード」に基づく指導を徹底し、「目標に準拠した評価」や指導と評価の一体化のさらなる充実と授業改善に努め、学力向上に向けた取組を推進しています。

また、全校で「学力向上プラン」を作成し、様々な教育課題への対応を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの推進等による授業の質の向上により、子どもの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着に向けた取組を着実に推進しています。とりわけ英語教育においては、全校に配置している ALT（外国語指導助手）のさらなる充実や「英語教育の充実のための取組指針」（8 月策定）に基づく取組の推進を図るべく、CITY-ALT の 10 名増員や研究指定校での取組（AI アプリの導入、国際交流、外部試験の試行）を推進し、令和 9 年度から「英語教育の充実のための取組指針」に基づく取組を全市展開していきます。

さらに、基礎学力の定着と自学自習の習慣化を図る本市独自の「京都市小中一貫学習支援プログラム」（小学校における「プレジョイントプログラム」、「ジョイントプログラム」及び中学校における「学習確認プログラム」）を、小 4 から中 3 までに 13 回実施するとともに、小・中学校間で子どもたちの学力に関する情報・課題・目標等を共有し、義務教育 9 年間の見通しを持った中での指導方法や指導体制の工夫・改善により、全ての子どもが「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業実践に努めています。

全ての子どもたちが可能性を最大限に伸ばせる教育環境づくりを目的として、基礎的な学力や家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生を対象に大学生や退職教員等のボランティアによる放課後の学習支援を行う「未来スタディ・サポート教室」を、全中学校で実施しています。

こうした取組を通じて、本市の児童生徒の令和 7 年度全国学力・学習状況

調査（文部科学省実施）において、国語、算数・数学、理科の平均正答率は、小学校及び中学校とも全国の公立学校の平均を上回る良好な結果となるなど、確かな学力の定着が図られています。

(2) 幼稚園

幼稚園においては、平成 30 年度から全面実施されている幼稚園教育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」を踏まえつつ、遊びと生活の環境を整えて、幼児自らが遊びの中で学び取ることを重視し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を実践するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校間の連携を進めています。令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間は、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム調査研究事業」に採択され、「架け橋期（5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）の教育の充実」に向け、指定校が中心となって取り組み、令和 7 年度から、全小学校で保育所（園）、認定こども園、幼稚園と連携・接続の下、架け橋プログラムを実施・推進しています。

また、保護者の就労状況等にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児教育を提供できるよう、全市立幼稚園において、長期休業期間中を含む早朝及び平日午後 6 時まで、預かり保育を実施しています。

(3) 高等学校

ア 学校改革・学科改編

市立高校改革のパイロット校である堀川高校、西京高校に続き、平成 22 年 4 月には京都堀川音楽高校が音楽芸術文化の拠点施設として元城巽中学校跡地へ移転・開校しました。平成 28 年 4 月には洛陽工・伏見工の両工業高校を再編・統合し、「京都工学院高校」を開校し、令和 5 年 4 月からは文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」の研究指定を受け、先進的な理数教育を推進しています。

令和 3 年 4 月には伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合し、様々な困りを抱える生徒に寄り添う教育活動を実践する「京都奏和高校」を開校しました。

また、塔南高校を移転・再編し、新しい新普通科系高校である「開建高

校」を令和 5 年 4 月に開校し、学科改編として、高等学校の特色化をより進めるために京都府内唯一、国において令和 4 年度から設置可能となった新たな普通科である「ルミノベーション科」を設置しました。さらに 6 月末に洛陽工業高校跡地の新校舎へと移転し、地域・大学・企業と協働しながら、さらなる学校改革を進めます。

さらに、銅駝美術工芸高校は、令和 5 年 4 月に、校名を「京都市立美術工芸高校」に改称のうえ、京都市立芸術大学（京都芸大）とともに、京都駅東部の崇仁地域に移転しました。今後も広く社会に貢献できる創造性豊かな自立した青年を育成する教育活動を進めています。

イ 各校における特色ある教育活動

平成 26 年度からの入学者選抜制度改革を受け、紫野高校では、専門学科「アカデミア科」を新設、日吉ヶ丘高校では単位制普通科を導入するなど、これまで以上に市立高校の特色化、魅力づくりを図るため、学科改編を行いました。とりわけ、日吉ヶ丘高校においては、京都の英語教育の拠点施設として公立高校で全国初の英語村を平成 28 年 3 月に開設しました。また、部活動をはじめ、大学進学補習や資格取得講座の推進、海外研修等、各校がそれぞれの特色を生かした教育活動を展開しています。

ウ 進路状況

市立高校全体で、4 年制大学現役進学率は普通科系 6 校で 75.3%、全日制 8 校で 72.2%となり、全国平均の 58.6%を大きく上回っています。

就職では、学校斡旋就職内定率 100%を達成。（全日制では 24 年連続、定時制では 22 年連続）

エ 府市連携

京都府知事・京都市長が緊密に連携し、より良い府政・市政を推進する府市トップミーティングでの合意に基づく、「京の高校生探究パートナーシップ事業」の導入等を契機に、令和 6 年度より、府立・市立高校が合同で探究学習の成果を発表し交流する「京都探究エキスポ」を開催しています。探究学習の成果発表をはじめ、専門家による講演やパネルディスカッションを実施することや、中学生や経済界にも参画を呼び掛けるなど充実を図っています。また、令和 7 年度からは、京都が世界に誇る歴史的建造物等（ユニークベニユー）を舞台に、世界を見つめ、自分を問い直すプ

プログラム「京都探究クエスト」を実施し、年間を通じた探究プログラムを展開しています。今年度は「テクノロジー」を学びの入り口に、3 日間のプログラムで開催します。

4 ICT を活用した教育の推進

GIGA スクール構想に基づき、令和 2 年度末までに児童生徒一人一台端末をはじめとする教育 ICT 環境を整備し、令和 3 年度を「本格活用元年」、令和 4 年度を「充実期」と位置づけ、段階を踏みながら、学習支援ソフトウェアの導入や ICT 支援員の配置、光京都ネットサポートデスクによるワンストップでの相談受付窓口を構築するなど、ICT を活用した教育活動の充実に取り組んできました。

今後の本市学校教育において、特に教育の情報化の観点から目指す姿や取組の道筋を全ての教職員と教育委員会が共有するための指針である「KYOTO×教育 DX ビジョン」（令和 5 年度～8 年度）を令和 5 年 3 月に策定しました。本計画の下、将来的な教育のデジタル・トランスフォーメーションの実現を見据えながら、全ての子どもが自分らしく学び、可能性を最大限発揮できる教育を目指して、授業や家庭学習の場面で一人一台端末をはじめとする ICT を積極的に活用し、学びの一層の充実に取り組んでいます。その際には、生成 AI のように新たに生まれた革新的な技術が急速に普及・定着していくことを前提に、全ての学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成に向け、デジタル社会の善き担い手を育成する「デジタル・シティズンシップ教育」の理念を踏まえた学習活動をはじめ、小・中学校段階からのプログラミング教育の実施など、ICT を効果的に活用しながら教育課程全体で取組を進めています。また、特別な支援が必要な子どもだけでなく、全ての子どもが異なる学びの特性があることを前提に、ICT ならではの強みを生かしたきめ細かな指導・支援の実現を通じた人権保障の拡大に取り組めます。

なお、市立高校においても、4 校（西京・日吉・開建・紫野）がデジタル人材の育成や文理横断型の探究活動に取り組む拠点となる国の「DX ハイスクール」の研究指定を受けました。また、これまで本研究指定の対象外であった京都工学院・堀川については、令和 8 年度から市独自予算にて、令和 8～10

年度の３年間で支援を実施するなど、ICTを活用した探究的な学びの強化を推進しています。

5 子どもの健全育成

(1) 規範意識の育成

正しい生活習慣や規範意識を身に着けることは、社会生活を営む基礎であるとともに、子どもたちの自主性や自律性、更には学習への意欲を育む土台となることから、市立学校では「ルールを守る」や「挨拶をする」など、日常的な指導を徹底するとともに、京都府警等との連携のもと、「非行防止教室」を全ての学校で実施するなどの取組を進めています。

さらに、道徳の教科化（小：平成30年度、中：令和元年度）に伴い、主体的・対話的で深い学びとなるよう、効果的かつ多様な指導方法の一層の工夫等により、「考え、議論する道徳」として、児童生徒の道徳性を養う取組の充実を図っています。

(2) 子どもの安心・安全の推進

子どもの命を守り切るため、交通安全、生活安全、災害安全のそれぞれの領域において、安全教育と安全管理の取組を進めています。

安全教育においては、「防災教育スタンダード」を活用し、各教科で学ぶさまざまな知識が自分の身を守ることに繋がっていることを理解できるような指導を行うとともに、小・中学校においては、副読本「安全ノート」により、発達段階に応じて安全に関するさまざまな知識を体系的に学習しています。

また、教職員は、校内での事故防止とともに、事故や災害が発生した際に子どもを守るための適切な行動がとれるよう、先進的な事例等からも学びつつ、実践的な救命訓練や研修等を行っています。とりわけ、平成24年7月に本市で発生した夏季休業中の水泳指導における死亡事故を教訓とし、二度とこのような事故を起こさないという決意のもと、教職員の緊急時対応の実地訓練等を実施することで、危機管理体制を見直し、改善を図る取組を進めてきました。令和3年度に、この取組を事故で亡くなられた児童の名を冠して「HANA モデル」と命名し、全市共通の取組として改めて位置

付け、緊急時の対応力の向上を図っています。

登下校時の安全確保については、約 2 万人の保護者や地域のボランティアによる見守り活動を行っていただいております。通学路等での子どもたちの安全を毎日献身的に支えていただいております。また、警察官 OB 等を「スクールガード・リーダー」に委嘱し、通学路を巡回して校長への助言等を行っています。

さらに、通学路や保育施設等における児童の移動経路の安全確保を図るため、「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、警察、土木みどり事務所、子ども若者はぐくみ局等の関係機関と協議して危険箇所への対策を進めています。

(3) 花背山の家「宿泊学習・自然体験推進事業」の実施

子どもたちに豊かな人間性や社会性を育むため、花背山の家を中心とした野外活動施設において野外炊事やテント泊などの集団生活を行う 3 泊 4 日以上「長期宿泊・自然体験推進事業」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年度から中止しておりましたが、各教科での学びを生活と結び付け、他者とのよりよい関係の在り方を学ぶ場である宿泊学習・野外活動の機会を確保するため、感染症対策に万全を期したうえで、令和 3 年度・令和 4 年度は 1 泊 2 日、令和 5 年度は 2 泊 3 日で全小中学校を対象に宿泊学習を実施してまいりました。

令和 6 年度からは新たな集団宿泊学習スタンダードに基づき、小学校 5 年生・2 泊 3 日以上を原則とした、花背山の家「宿泊学習・自然体験推進事業」を全小中学校で実施しています。

(4) 産学公が連携した生き方探究教育の推進（「京都まなびの街生き方探究館」）

小・中学生に社会的・職業的自立の基盤となる資質能力を育むため、「京都まなびの街生き方探究館」では、産学公連携の下で開発・運営する体験型の学習プログラムを発達段階に応じて提供しています。

令和 4 年度から、未来社会を見据えた仕事や就職活動等の模擬体験を通じて、主体的に考え表現する力や多様な方と対話、協力して新たな価値を生み出す力等の育成を目指した「わくわく WORK LAND」（小学校）及び「ジョイ JOB LAND」（中学校）を開始するとともに、平成 20 年度から続く、「も

のづくり都市・京都」の特性を生かし、京都を代表するモノづくり企業の協賛を得て実施する「京都モノづくりの殿堂・工房学習」（小学校）では、モノづくりに携わる人々の仕事に対する情熱等から自分の将来や夢に向かう意欲を高めることを目指しています。

また、中学生が職場体験を通して、社会・地域との関わりの中で、自らを見つめ生き方について考えを深めながら、自ら学ぶ力などを育む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を、多数の事業所の協力を得て、各学校の計画のもとで実施しています。

近年、社会状況や企業活動、ライフスタイルが大きく変化し、将来の予測が困難な時代を迎えていることを受け、社会の変化を反映し、未来社会を見据え、これまでの取組の成果を発展させた、京都ならではのプログラムを実現し、本市の生き方探究教育の充実を図っていきます。

(5) 児童生徒の体力向上、子どもたちのスポーツ活動の振興等

小学校においては、本市独自の「新体力テスト」と合わせて全校で取り組む「ジャンプアップ・プロジェクト」の実施や、中学校における体力向上に関わる年間計画「1校1プラン」の策定の実施を行うことに加え、令和4年度からは、ICTを活用しながら市内の学校間で同一種目を競い合う「スポーツチャレンジ大会」を実施する等、児童生徒の体力向上の取組を推進しています。

また、小学校においては、各校の児童の状況や学校体制に応じて、地域ボランティアの協力を得ながら運動部活動を展開するなど、スポーツを楽しむ環境づくりを進めています。中・高等学校では、生徒数の減少等に伴い活動を停止する中学校運動部がある状況等を踏まえ、複数の中学校による「合同部活動」や、在籍校に希望する運動部（種目）がなくても他校の運動部に参加できる「ブロック内選択制部活動」を実施しています。

なお、「合同部活動」及び「ブロック内選択制部活動」は、令和8年度から「部活動地域展開に向けた環境整備事業」へ統合し実施しています。

小・中・高等学校の部活動においては、子どもたちにとって過度な負担とならず、より充実した活動になるとともに、教員の時間外勤務の縮減にも資するよう、ガイドラインを作成し、具体的な休養日の設定基準を設けるなど、

適切な運用に努めています。

さらに、部活動指導体制の充実及び教員の負担軽減のため、中・高等学校の部活動への「外部コーチ派遣制度」を実施するとともに、大会等の引率を教員に代わって行うことができる「部活動指導員」を令和8年度は291名を配置しています。(7月1日時点)

加えて、本市では、これまでから国の事業委託を受け、部活動の地域展開・地域連携に向けた実践研究や大学等との連携に取り組んでおり、令和5年度から令和7年度までの3年間は、国と同様、本市も「改革推進期間」と位置づけ、国の実践研究事業を拡充し、成果と課題を検証しながら取組を推進しています。令和6年度は、民間事業者への委託や大学との連携を拡充しながら、新たに、総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣する取組を実施するほか、隣接する複数校の運動部が合同で活動する「エリア制合同部活動」を実施するなど、実践研究を行う部活を26校58部に拡大しました。令和7年度は、これまでの休日限定した取組から、平日も含む取組に拡大するとともに、複数校の合同実施も拡大し、学校の枠を超えた生徒が参加できる仕組みづくりとして、38校79部活動で実施しました。

また、令和7年7月には、本市ならではの方針として、令和10年9月に中学校の部活動を廃止し、部活動の教育的意義を継承する「京都市認定地域クラブ活動(愛称:京クラ)」を創設したうえで、各校で「放課後活動(愛称:放活)」を実施する等の内容を盛り込んだ「学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」を策定しました。

さらに、本推進方針や同年12月に国が公表したガイドライン等を踏まえ、京クラの基本的事項や認定制度の概要、具体的なスケジュール等を盛り込んだ「京都市学校部活動地域展開実施計画」について、を令和8年7月の策定を目指しています。

令和8年度は、部活動地域展開を見据えた実践研究事業を継続して取り組むとともに、令和9年1月頃に予定している実施主体の公募に向けて、子どもや保護者をはじめ、実施主体として想定される地域・民間団体等への丁寧な情報発信と理解促進を図ります。

(6) ^{みやこ}京キッズ RUN の開催

昭和 62 年より、冬の風物詩として市民に親しまれてきた京都市小学校「大文字駅伝」大会については、コロナ禍での中止を機に、本来の教育的意義を踏まえた体育的活動充実の視点で在るべき姿を追求するなど、1 年以上にわたる議論を行った結果、令和 4 年度より、「大文字駅伝」の理念を踏まえた新たな取組として、「京キッズ RUN」を開催しております。

「京キッズ RUN」は、各校で継続的に持久力を高める取組（持久走やランニング）を実施し、秋に「校内記録会」を行った上で、その成果発表の機会として、2 月に「本大会」（西京極総合運動公園「たけびしスタジアム京都」での 1,000m 走）を実施しています。

今後も、子どもたちの体力向上を図るため、成果を発揮して広く活躍できる場の確保や、学校間交流をはじめ、各校における個別最適な学習の促進等により、学校体育の一層の充実を目指します。

(7) 学校給食における食育等の推進

ア 小・総合支援学校での食育等の推進

小学校では、自校調理方式による年間 196 回の給食（指定都市平均 188.5 回（令和 7 年度現在））を実施し、栄養バランスに配慮した献立の充実を図るとともに、「地産地消（知産知消）」や和食の特徴を強調した「和（なごみ）献立」を月 1 回程度提供するなど、給食を「生きた教材」とした食育を推進しています。

また、和菓子や個別包装による漬物の提供、より味わいを感じることができる PEN 樹脂食器への更新、さらに令和 4 年度には、「焼き物」を調理できる「スチームコンベクションオーブン」の全小・小中学校への設置が完了するなど、和食献立の一層の充実と多様化に努めています。加えて、令和元年度からは地産地消の取組の一つとして京北米を全小・小中学校の給食に活用しています。

総合支援学校では、子どもたち一人ひとりの障害や発達状態にきめ細かく応じた多彩な献立の給食を実施しています。

なお、令和 7 年 12 月、国において「学校給食費の抜本的な負担軽減」が公表され、令和 8 年 4 月から小学校等の給食費について、児童 1 人当た

り月額 5,200 円（支援学校 6,200 円）を国が支援する新制度が開始されることとなりました。これを受け、令和 6 年 11 月市会において「京都市立学校の給食費の無償化を求める決議」が全会一致で提出されたことも踏まえ、国費では賄いきれない本市の食材費との差額を本市が負担することで、小学校と総合支援学校小学部における給食費の全額無償化を実現しています。

イ 中学校給食の充実及び食育の推進

現在、中学校では、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養バランスに配慮した食事を提供するため選択制による給食を実施しています。令和 2 年 2 月からは給食利用の利便性の向上を図るため、インターネットによる予約管理やキャッシュレス決済ができる給食予約システムを導入し、令和 2・3 年度には、生徒・保護者向けのリーフレットの発行や小学校 6 年生を対象とした中学校給食試食体験学習の拡充、献立の充実、管理職や食教育主任を対象とした教職員研修の実施等に取り組みました。

令和 4 年度には、ご飯量選択制の全校実施をはじめ、献立の充実や中学校給食試食体験学習の拡充など、選択制中学校給食の更なる充実と食育の推進を図っています。

こうした中、令和 5 年 1 月、家庭環境や社会情勢の変化等を踏まえ、国において、次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進することが示されました。本市においても、少子化対策・子育て環境のさらなる充実は、目下、最大の課題の一つであり、本市議会からも、これまで取り組めなかったことを一歩前に進めるよう御指摘いただいたことを踏まえ、子どもたちの健やかな育ちと学びのため、また、子育て家庭の支援のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討を開始することとしました。

令和 5 年 11 月には、専門の調査会社による調査や、学識経験者・PTA 代表とからなる検討会議での議論等を踏まえ、令和 10 年度中の実施を目標に給食センター方式を導入することなどを定めた「全員制中学校給食の実施に係る基本的な考え方」を決定しました。その後、市会の御意見を踏まえ、給食センターを主軸としながら、より安定的な運営体制を構築する

ため、給食センターから比較的遠い学校については民間調理場を活用することといたしました。子どもたちの目線に立ち、地産地消も含めた京都ならではの食文化を生かした魅力ある献立や食育等を検討するとともに、地元企業や地域雇用に資する工夫も取り入れながら、令和 10 年度夏休み明けからの全員制中学校給食の開始に向け、スピード感を持って取り組んでいます。

(8) 学校保健の推進

児童生徒等の健康診断をはじめとする健康管理や様々な健康教育を進めています。う歯予防では、歯みがき巡回指導を幼稚園・小学校・総合支援学校で、歯質強化に有効なフッ化物洗口を全小学校で行っています。

また、学校における薬物乱用防止教育の指導力向上と組織的な取組のさらなる充実に向けて、令和 2 年 1 月に作成、配布した本市独自の「薬物乱用防止教育スタンダード」を活用し、児童生徒の発達段階に応じた取組を各教科等で体系的に実施するとともに、「薬物乱用防止教室」を、全小・中・小中・高等学校において実施しています。

(9) 「京都市子どもの読書活動推進のための取組指針」の策定

平成 31 年 3 月に策定した第 4 次京都市子ども読書活動推進計画（計画期間：平成 31 年度～令和 5 年度、令和 7 年度まで延長）の終了に伴い、これまで実施してきた取組を基盤とし、新たに「京都市子どもの読書活動推進のための取組指針」を策定しました。子どもの生涯にわたる読書習慣の定着に向けて家庭・地域・学校等が一体となって、取組のより一層の充実を図っていきます。

6 子どもを取り巻く諸課題への対応

(1) 学校等における相談体制の充実

多様化・複雑化する子どもを取り巻く諸課題に対応するため、平成 7 年度にスクールカウンセラーを、平成 20 年度にスクールソーシャルワーカーの配置を開始して以降、段階的に配置校・配置時数を増やしており、現在、スクールカウンセラーは全校に、スクールソーシャルワーカーは全中学校ブロックに配置しています。令和 6 年度からは、学びの多様化学校や大規模中学

校への配置時数を拡大するとともに、新たにふれあいの杜（教育支援センター）等にスクールカウンセラーを配置しています。

学校以外での教育相談として、こども相談センターパトナ（17「教育相談総合センター『こども相談センターパトナ』」参照）内のカウンセリングセンターにおいて、教育・心理の専門家による子ども・保護者へのカウンセリングや学校教職員への研修・コンサルテーションを行っています。また、24時間体制での電話相談「こども相談 24 時間ホットライン（短縮ダイヤル #7333）」や「いじめメール相談」、京都府との協働による「子ども SNS 相談@京都」など、少しでも気軽に相談できるよう、多様なツールでの相談体制を構築しています。

児童生徒へのアンケート調査を通じ、クラス全体や個々の子どもたちの状況を把握することができる学級経営支援ツール「クラスマネジメントシート」を本市独自に開発し、その活用を進めています。

また、全小・中・小中・高・総合支援学校へ配置しているスクールカウンセラーや全中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカー、また別室登校の児童生徒を支援する学生ボランティア「学びのパートナー」など、多様な人材を活かし、チーム学校で子どもたちや保護者の支援の充実を図っています。

さらに、令和 8 年度からは、従来の法的相談に加え、教育委員会に弁護士を配置し、スクールロイヤーとして任用しています。これにより、法的な判断等を必要とする事案に対し、児童生徒の最善の利益を踏まえた助言や支援をできる体制を整えています。

(2) いじめ対策の推進

本市では、平成 26 年度に「京都市いじめの防止等に関する条例」を制定しており、いじめは絶対に許されないという認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止により、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の構築を図ります。また、いじめはどの学校でも起こりうるという前提のもと、いじめ見逃しゼロを目指すとともに、いじめを把握した場合には、担任だけで対応するのではなく、学校いじめ対策委員会を開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

一等の専門家を交えた組織対応を徹底しています。

いじめ問題の未然防止や早期解決に向けては、子どもたちの規範意識を高め、加害者にも傍観者にもならないことが重要であることから、平成 23 年度から全ての京都市立中学校が一堂に会する中学校生徒会議（3 年に 1 度）及び各支部の中学校の代表生徒が集まる生徒会議サミットを、平成 29 年度からは小学校の代表児童が集まる^{みやこ}京キッズ会議を開催し、児童生徒自らがいじめや規範意識等について考え、発信しています。

(3) 不登校児童生徒への支援

不登校の児童生徒に対しては、それぞれの困りや背景に迫りながら、学習保障や心理、居場所づくり等の観点から、社会的自立を目指して、多様な支援の選択肢を用意しています。

平成 16 年度には、不登校を経験した生徒のための洛風中学校、平成 19 年度には、不登校を経験した生徒と様々な事情により義務教育を終了できなかった方等が共に学ぶ洛友中学校を設置しました。また、一定期間不登校が長期化した児童生徒が、学習や集団活動を行う教育支援センター「ふれあいの杜」を市内 8 か所（うちサテライト 2 か所）に設置しています。

さらに、令和 8 年度には、サポートルームで環境づくり・児童生徒への学習支援、教職員との連絡調整を行う「子ども支援コーディネーター」を 5 名増員しました。また、市立学校の小学校 4 年生から中学校 3 年生のうち、長期欠席傾向にある児童生徒を対象に、令和 6 年 10 月から実施している「オンラインの居場所」についても引き続き実施するとともに、令和 7 年 10 月からは、不登校のお子さんがおられる保護者への支援を目的とした取組の会「With One」を実施しています。

(4) ヤングケアラーへの対応

ヤングケアラーについては、国において、令和 4 年度からの 3 年間で認知度向上の集中取組期間とされたこと等を踏まえ、本市では、令和 3 年 7 月に中学生・高校生を対象に実態調査を実施する他、京都府ヤングケアラー総合支援センターとも連携し、市立学校における全教職員に向けた研修動画の配信や、研修資料の活用、啓発ポスターの掲示、また、相談窓口が記載されたリーフレットを市立学校の小学校 4 年生～高校 3 年生の全児童生徒に配布する等、教職員の意識向上やヤングケアラーの認知度向上に向けた取組を進め

ています。

また、学校現場における、スクールカウンセラーの全校配置やスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置、また、こども相談 24 時間ホットラインの設置等、ヤングケアラーを含め、子どもたちの困りに総合的に対応する相談体制の充実を図っておりますが、引き続き、子どもたちが相談しやすい体制の構築に努めるとともに、京都市全体として、関係各局とも連携し、円滑な支援につながる体制づくりについて検討を進めています。

7 総合育成支援教育

子ども一人一人の障害や発達の状態・特性及びそれらに基づく教育的ニーズに応じて、きめ細かな教育を推進しています。

(1) 総合支援学校における教育

総合支援学校では、障害種別の枠を越えた総合制・地域制を導入し、保護者との連携の下、子どもたち一人一人のニーズに応じた「個別の包括支援プラン」に基づく教育を推進しています。

白河、東山及び鳴滝総合支援学校の高等部職業学科では、企業就職を目指した専門的な学習を進めています。就職を希望する生徒や保護者の願いに応えるため、定員を設置時（平成 16 年度）の約 2 倍としています（令和 7 年度：92 名程度）。学校での学習と企業での長期的な実習を組み合わせた「デュアルシステム」の推進や地域協働活動等の取組により、令和 7 年度は高等部職業学科卒業生のうち 61 名が就職しています。

(2) LD 等発達障害のある子どもへの支援の充実

小・中学校等に在籍する、LD 等発達障害のある子どもへの支援については、全ての学校・園に「総合育成支援教育主任」及び「校内委員会」を設置し、校内体制の充実を図るとともに、子どもたちの学習活動等の支援を行う「総合育成支援員」を必要な全ての学校・園に配置しています。また、地域制の総合支援学校 4 校に設置する LD 等の支援を行う「学校サポートチーム」（医師、学識者等で構成）と小・中学校等が連携し、組織的な支援を進めるとともに、全総合支援学校（分校含む）に設置する「育（はぐみ）支援センター」では、地域の保護者や学校等から年間 680 件（令和 7 年度）の相談に応じています。

(3) LD等通級指導教室の増設

小・中学校における普通学級に在籍するLD等発達障害などの児童生徒を対象とした通級指導教室を144校（令和8年5月1日）に年々増設しています。

また、高等学校においても、京都奏和高校に通級指導担当教員を配置し、指導を行っています。その他の高等学校においては、総合支援学校の教員等による高校通級特別支援チームが、巡回相談・指導を行うほか、専門家の参画のもと、ケース会議を行っています。

(4) 医療的ケア実施体制の整備推進

医療的ケアが必要な児童生徒の増加やケア内容の高度化・重複化等に対応するため、対象児童生徒が在籍する総合支援学校や小・中学校等への学校看護師の配置を充実（平成28年度：29名→令和8年度：52名）しています。

また、地域制総合支援学校には、令和3年度から看護師免許を有する医療的ケア（自立活動）担当教員を順次配置（令和7年度：全5校に各1名）し、校内指導体制の充実や小・中学校等への相談支援体制の強化を図るとともに、令和6年度から、学校看護師5名を増員配置し、各総合支援学校を拠点としたチーム体制による小中学校等への派遣・巡回制度を導入し、小・中学校等における医療的ケアのより安心・安全で安定した体制の確立を図っています。

さらに、総合支援学校で医療的ケアが必要なためにスクールバス乗車が困難な児童生徒を対象に、看護師（民間）同乗の福祉タクシー等で自宅・学校間を送迎する通学支援を令和4年度から実施し、保護者負担の軽減を図っています。

8 人権教育

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、学校における人権教育をより総合的に推進する指針として、平成14年度に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を策定しました。平成22年3月に人権教育を取り巻く環境の変化に対応し、学校における人権教育の一層の改善・充実を目指し改訂を行

い、さらに、障害者差別解消法や部落差別解消法等の新たな法律の制定や、子どもの貧困、LGBT 等新たな個別の人権教育課題を踏まえ、平成 31 年 1 月に一部改訂を行いました。

今後とも、教職員研修の充実を図るなど、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を図る教育を進めていきます。

9 教職員の資質・指導力の向上

(1) 全教職員を対象とした人事評価制度の充実

平成 14 年度から全国に先駆け、各学校・園において、熱意溢れる教育活動を実践し、努力を重ねる教職員の功績を称えるため、「教育実践功績表彰」を行っています。また、教職員一人一人の能力や意欲、実績の適正な評価が、今後の教職員の資質・指導力向上と学校・園の活性化には不可欠であるため、平成 19 年度以降、自己目標申告書を使用（令和 5 年度以降、研修履歴の記録と対話に基づく受講奨励対象者については、「キャリアアップシート」の活用をもって代える。）し、教職員の資質向上につなげる「教職員評価システム」を全教職員を対象に実施しています。

さらに、教職員の活躍や貢献に処遇面で報いることで、意欲の向上や組織の活性化を図るため、給与に反映する人事評価を併せて実施し、管理職については平成 21 年度から、一般教職員については平成 25 年度から給与に反映させています。

(2) 研究および研修の充実

教職員研修については、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」をもとに、校務分掌（職務）や経験年数別、教科等の指導法や今日的教育課題に焦点を当てた研修等を実施しており、令和 7 年度は 241 講座を実施しました。また、令和 5 年 4 月 1 日からは、各教員等の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、校園長が教員等の資質向上に関する指導助言（対話に基づく受講奨励）を行う、新たな研修制度の施行に伴い、教員自身が主体的・意欲的に学びをマネジメントする仕組みを構築し、教職生涯を通じて学び続ける教員の育成を図っています。

さらに、小学校では、令和 7 年度以降、授業日数及び授業時数の見直しに

より生まれた時間を有効活用し、原則、毎月第4金曜日の6校時の時間に、「全市スキルアップ・デイ（小）」として、他校の授業参観・交流の機会を設け、教育研究会主体で指導力向上のための研究・研修を行っています。加えて、教職員の自主的・自発的な研修・研究を積極的に支援するため、カリキュラム開発支援センターでは、約3万点の学習指導案を配架・配信し、約2万5千点の教育関係図書・資料を収集・配架すると共に、研修支援動画を作成し配信しています。

本市の教育課題等に基づく研究を研究員が研究協力校における実践授業等を通じて進め、その成果を全市及び他都市に向けて「教育研究発表会」で発信しています。さらに、実践報告や成果物、そのダイジェスト版となる『京都発！シリーズ』をウェブサイトに掲載（ダウンロード可）する等により、学校・園及び教育機関に情報提供しています。

こうした取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策や教職員の働き方改革推進等のため、令和3年度から運用を開始した「教職員研修支援 SMART PORTAL」での研修動画や教材コンテンツの配信やオンライン会議システム（Teams や Zoom 等）を活用し、研修の内容や狙いに応じたオンライン研修と対面・集合研修のベストミックスを図っています。

(3) 大学等と連携した「京都教師塾」等での教員養成支援

熱意と意欲に溢れる優れた教員の養成・確保が喫緊の課題となる中、「教師になろう」という高い志と情熱・行動力にあふれる大学生や社会人を対象とした「京都教師塾」を政令市で初めて平成18年9月に創設し、これまでに6,133名が卒塾、うち1,564名（令和8年4月現在）が京都市の教員として教壇に立っている他、多くの卒塾生が全国で活躍しています。塾生たちは学校教育への理解を深める講座のほか、授業力を培うための学習指導案づくりや模擬授業、また5日間の「市立学校実地研修」などを通じて、京都ならではの教育実践に直接ふれ、教員として求められる資質や実践的指導力に磨きをかけています。

10 学校事務支援体制の構築等

(1) 事務職員の資質向上・人材育成

学校の人的・物的等の経営資源の有効活用や事務総量の削減等を通して、学校経営を安定・向上させる持続可能な組織づくりが求められる中、財務事務をはじめ経営基盤である「学校事務」をつかさどる事務職員について、令和7年2月に「学校事務職員の役割と標準職務」（標準職務表）の改訂及び「京都市学校事務職員の資質の向上に関する指標」の策定を行い、他の教職員との連携・分担のもと、主体的・積極的に校務運営に参画し、管理職を補佐し経営判断を助ける事務職員の人材育成を目指しています。

(2) 学校事務の標準化・効率化

中学校区を基本とするブロック単位で各校の事務職員が共通の目的や課題を設定し、各種手当・就学援助の認定書類等の相互点検、GIGAスクールへの事務職員の効果的な関わりや取組の情報交換など、メンバー全員で取り組む「学校間連携」を推進することにより、学校教育活動を活性化させ、自校の教育力・経営力の向上を図っています。

特に「学校事務の標準化」については、旅費の出張承認・支給事務の方法や、公費の執行計画書等の様式、校内の文書事務の流れや就学援助事務の校内の役割分担等の標準化を推進しています。

(3) 校務支援システムの導入

教職員の事務的負担を軽減するとともに、児童生徒に関する情報を共有し、きめ細かな指導に活かすなど、教育の質の一層の向上を図るため、平成26年4月から、児童生徒の学籍・成績情報等を管理し、効率的に通知票や指導要録等を作成できる「校務支援システム」を全小・中・小中・高等学校で活用しています。

11 人材確保に向けた取組

(1) 教員の働き方改革の取組

教員の多忙化が社会問題化する中、令和2年3月、在校等時間の上限を設定するとともに、「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定し、在校等時間の縮減に向けた具体的な取組等を進めてきました。計画期

間の終了に伴い、これまでの成果と課題を踏まえた新方針として、「学校・幼稚園における働き方改革推進方針」（計画期間：令和 7～11 年度の 5 年間）を令和 7 年 3 月に策定し、時間外在校等時間の縮減に加えて、「教職のやりがいの中核としたウェルビーイングの向上」を目標に掲げ、働き方改革の推進を図ることとしています。

平成 29 年度に設置した「時間外勤務縮減部会」では、校長会をはじめ、多くの関係者の参画のもと、様々な働き方改革に係る協議を行っており、働き方改革方針の改定に伴い、令和 7 年度からは「学校ウェルビーイング向上委員会」として、時間外在校等時間の縮減及びウェルビーイングの向上という 2 つの観点について共通認識を持ちながら、協議を進めているところです。また、教育委員会と校園長会、PTA が連名で「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」を策定し、電話対応終了時刻の設定や、中学校における完全下校時刻の前倒しなど、保護者や地域の方の理解・協力の下で改革を進めています。

教員の負担軽減と教育の充実の両立を図っていくため、人的支援として、配布物の印刷や教材準備、教員の業務を代行する校務支援員、教頭や教務主任の負担軽減と学校マネジメント力の向上を図る教務主任補佐等を配置しており、令和 2 年度からは、校務支援員を全校に配置しています。他にも部活動指導員の更なる配置拡大、小学校のスクールサポーターの配置や、出産休暇に係る先行加配、年度途中に生じる教員の産育休や病休等による欠員の補充を迅速に行うための「持続可能な学校体制構築のための市独自加配措置」、研修支援サポーターによる若手教員への巡回指導など独自施策を含めて取り組んでいます。

その他、夏季休業期間における学校閉鎖日の拡大や「教職員出退勤管理システム」による教職員の客観的な出退勤管理の徹底に取り組んでおり、更なる ICT 環境の整備として、令和 3 年 8 月から採点補助ソフトの導入による教員の採点業務の負担軽減、令和 5 年 4 月から連絡配信や欠席連絡等の機能を備えた保護者連絡ツールの導入等を実施するなど、ICT を最大限活用した校務効率化を推進しています。

令和 7 年度は、教職員ウェルビーイング向上プロジェクトとして、コンサルティング会社による学校業務の調査・分析、京都大学との共同研究による

教職員のウェルビーイングに関するアンケート調査を実施しており、引き続き、学校業務の精査や教職員がやりがいを持って働くことができる職場環境の構築を進めます。

(2) 教員の確保について

教員のなり手不足が今日的な課題とされる中、本市においても、重要な課題となっています。こうした中、本市 YouTube 公式チャンネルで現職教員が京都で教師として働く魅力を話す動画などの公開や、LINE の公式アカウントで試験情報や講師募集などの情報発信を行っていますが、さらに令和 6 年 3 月には、これらの広報活動や京都市の教員採用情報を発信する新ホームページを公開するなど、人材確保に向けた広報活動を進めています。

また、講師等の確保については、ホームページに急募情報を掲載すると同時に、京都教師塾への参加者や教員 OB、大学等への打診も実施しているほか、採用試験の受験者や、学生、教員免許保持者等の潜在的な教員に対しても SNS 等を通じて働きかけを行うなど、様々な手立てを講じて人材確保に努めています。

令和 5 年度には、潜在教員等の人材確保に向けた「教職スタートパッケージ」の創設や求人サイトへの掲載、市バス・地下鉄車内広告の活用といった情報発信の強化等を実施しました。

12 家庭の教育力の向上

「京都はぐくみ憲章」をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践することで、市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合い、すべての子どもたちが健やかで心豊かに育つ「子育て・教育環境日本一」を目指した取組を展開しています。

(1) 「家庭を学びの環境に」、「自学自習のすすめ」の活用

家庭における基本的生活習慣の確立や自学自習の習慣化を推進するため、家庭教育・家庭学習の指針となる各校ごとの「学習の手引き」を作成し、各家庭に配布するため、従来の冊子配布に代えて、加工可能なデータ版のひな形を教育委員会から各校に配信しています。

(2) 携帯情報通信機器（スマホ等）利用に関わる啓発・学習プログラム

スマートフォンやゲーム機等の利用による危険性・依存性から子どもたちを守るため、保護者・市民向けに、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小・中学校や PTA 等が開催する講座及び研修会等で、啓発活動を実施しています。

また、小・中学生向けには平成 29 年度から、無料通話アプリ等を介したトラブルやインターネットへの投稿の危険性、長時間利用等の依存性の問題等に関して、子どもが主体的に課題を理解して自ら解決策を考えるとともに、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業を、教員と「情報モラル市民インストラクター」が協働で行っています。さらに、令和 6 年度からは GIGA 端末（ロイロノート・スクール）を活用したプログラムを用いた授業も行っています。

(3) 家庭教育支援の更なる充実

「保護者の学びの場」として学校・園で保護者向けの各種学習会や保護者同士の語らいの場を設ける「家庭教育講座」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

また、学校・園で「おやじの会」を立ち上げ、父親の地域ぐるみの子育て活動を展開しています。

13 教育環境の整備

(1) 他都市をリードする教育環境の整備

本市では、快適トイレ整備や全普通教室の冷房化をはじめとして、全国に先駆けた教育環境の充実に取り組むとともに、耐震補強工事も、全ての学校で完了しています。また一方で、設置から約 20 年が経過している普通教室等の空調設備については、老朽化の状況を踏まえて順次更新を進めます。

さらには、「安心安全な学校づくり」「防災機能強化」「学校施設の長寿命化」を最優先課題と捉え、校舎・体育館・プールのリニューアル工事や、非構造部材等の安全対策等について計画的な整備を進めています。また、小・中学校の和式便器のうち、「子どもたちの使用頻度が高い、普通教室付近の

トイレ」について、令和 10 年度までに原則、全洋式化を進めます。教育活動の場であるとともに、災害時の地域の避難所ともなる学校体育館については、令和 15 年度までに、全市立学校の体育館等への空調整備を進めます。

(2) 学校施設マネジメント計画の策定

本市の小・中学校では、築経過 30 年を超える校舎が約 7 割ある状況を踏まえ、学校施設の長寿命化等を通して、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、児童生徒をはじめ市民の安全・安心の場を確保し、教育環境の向上を図るための中長期的な戦略に基づく計画として、「京都市学校施設マネジメント基本計画」を平成 28 年度に策定し、また、平成 30 年 1 月には、基本計画の方向性を踏まえ、構造躯体の健全性調査の進め方や整備水準を定めた「行動計画」を策定しました。

(3) 学校施設の防災機能の強化

災害時には学校が地域の避難所となるため、「学校体育館防災機能強化等整備事業」や「学校プール防災機能強化等リニューアル事業」「学校体育館等空調整備事業」を実施し、外断熱、太陽光発電システム等による非常用電源の確保、シャワーユニット、電源自立型空調の整備や、プールの躯体補強、給排水管の耐震改修を行い災害用水の確保に努めるなど、防災機能を強化する整備を進めています。

また、「学校施設の長寿命化事業」等による大規模改修の際には、非構造部材等の安全対策の実施やエレベーター設置等のバリアフリー化も進めています。

さらに、平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、校園内に設置しているブロック塀の改修工事を平成 30 年度から実施しており令和 8 年度をもって完了する予定です。一方、校園内にはブロック塀以外にも万代塀と呼ばれるコンクリート製の塀があり、老朽化が進んでいる箇所もあることから、引き続き安全対策を進めます。

(4) 学校施設の有効活用

児童生徒数の減少に伴い生じた余裕教室や学校内の一部敷地においては、児童館や学童保育所、デイサービスセンターなどの高齢者施設、また防災備蓄倉庫等に整備するなど全市的視野に立った有効活用を図っています。

また学校としての役割を終えた閉鎖校施設についても、民間活用も含め、資産の有効活用を進めています。

14 生涯学習

「新京都戦略」に掲げる関連施策事業を本市生涯学習施策の基本方針と位置付け、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指し、京都ならではの市民力・地域力・文化力を結集し、市民が生涯学び、活躍できるまちづくりに取り組んでいます。

(1) 生涯学習の推進

約 250 の生涯学習関係団体からなる「京都市生涯学習市民フォーラム」など、本市の都市特性を活かした各種事業を実施しています。

特に、令和元年 9 月に日本で初めて開催し、120 の国と地域から史上最多の 4,590 人が意見交換を行い、相互理解と交流を深めた「国際博物館会議（ICOM）京都大会」の成果も踏まえ、204 館・団体が加盟する「京都市内博物館施設連絡協議会」と連携してスタンプラリーや講座を実施するなど、多くの市民・観光客が博物館を訪れ、文化・芸術に親しんでいただける取組を進めています。

また、生涯学習情報を集約し、発信するサイト「京（みやこ）まなびネット」を運用し、SNS を活用した多様な生涯学習情報の提供を行うとともに、市民一人一人の学びの意欲を向上し、学習成果の社会への還元につなげる生涯学習パスポート「京（みやこ）まなびパスポート」を配布しています。

(2) 学校を核とした生涯学習の場づくり

学校の余裕教室や特別教室を改修整備し、地域の身近な生涯学習施設として開放する「学校ふれあいサロン事業」等を実施し、学校を核とした生涯学習の場づくりを行っています。

(3) 生涯学習事業

京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習を展開し、京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的に、生涯学習総合センター（京都アスニー）及び生涯学習総合センター山科（アスニー山科）などを拠点として、多様な事業を実施しています。

(令和 7 年度)

対 象	事 業 名
一 般	アスニー特別講演会、アスニーセミナー、アスニー土曜プログラム、京都アスニー「習心塾」、アスニー京都学講座、アスニー山科講演会、アスニーアトリエ、アスニーコース、アスニーコンサート、アスニーシネマ、アスニー文化祭
女 性	市民スクール 21、地域女性教育研修、温もりの電話相談員研修会
P T A	PTA 校種別研修会
親 子	アスニーコンサート、アスニーキッズシネマ、夏の親子体験教室、夏休み子ども教室
学 校 教 育	アスニーキッズシネマ、アスニーコンサート学校団体鑑賞、「古典の日記念 京都市平安京創生館」学校体験学習
そ の 他	社会教育ボランティア・セミナー、古典の日記念 京都市平安京創生館

(4) PTA 等人権啓発

人権擁護思想の普及・高揚を目的に、PTA や家庭教育講座において人権問題をテーマとする学習を行うとともに、人権月間（週間）には、人権学習会を行っています。

15 学校統合

市内中心部をはじめとする小規模校問題について、行政としての説明責任を果たしつつ、子どもたちのより良い教育環境の実現を願う地域住民・保護者の積極的な論議・検討を促し、その意向を尊重しながら課題解決を目指す「地元主導」の学校統合を進めてきました。（これまでに小・中学校 94 校を 26 校に、幼稚園 11 園を 3 園に統合）

現在、伏見区の洛水中学校区（洛水中・横大路小・納所小）及び向島東中学校区（向島東中・向島小・向島藤の木小）における義務教育学校の開校（洛水中学校区：令和 13 年 4 月、向島東中学校区：令和 14 年 4 月）に向け、地域や PTA 代表者等で組織される創設協議会との連携の下、両校の教育構想、施設整備など新たな教育環境づくりに向けた検討を進めております。

引き続き、地域住民・保護者としっかりと連携を図りながら、小規模校問題の解決、新しい学校づくりに取り組んでまいります。

16 教育機関等

(1) 総合教育センター

昭和61年11月に京都市立学校・幼稚園教職員の研修・研究を行う教育機関として開館し、教職員の資質能力の向上、授業改善の支援に努めるとともに、「京都教師塾」をはじめとした教員養成に係る事業も行っています。
(「9 教職員の資質・指導力の向上」参照)

(2) 教育相談総合センター「こども相談センターパトナ」

不登校等、子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりの相談に応じ、自立を促す効果的な支援を行うため、「教育相談」「生徒指導」に係る部門を集約するとともに、不登校の子どもたちの活動の場である「ふれあいの杜」を充実させ、これらを一体化した全国初の専門機関として、平成15年4月に開所しました。土・日も開館し、多くの市民の子どもや子育てに関する相談に応じています。

また、日曜不登校相談やカウンセリングマインドの浸透を図る教職員研修、教職員コンサルテーションを実施しています。

(3) 生涯学習総合センター（京都アスニー）

ア 概要

京都の歴史と文化を生かした生涯学習の拠点として、昭和56年4月に開館し、「家庭教育・学校教育・社会教育」を総合的に捉えたものが「生涯学習」であるという理念のもと、各種の生涯学習事業や生涯学習情報の発信、学習成果の発表、研修、会議等への施設の提供等を行っています。

令和7年度の入館者数は、「京都アスニー」で約35万人、「アスニー山科」で約12万人、合計約47万人となりました。

イ 京都市平安京創生館の取組

平成21年11月に「古典の日」宣言の趣旨を受けリニューアルオープンした「古典の日記念 京都市平安京創生館」は、平安建都1200年記念事業の一環として製作された平安京復元模型などの建築物復元模型の展示

のほか、大学や博物館などの専門機関との継続した協力関係のもと、魅力ある企画展や体験事業を実施しています。また市民公募による「案内ボランティア」が館内の案内や展示物の解説に携わっています。

京都への文化庁の全面的移転を機に、「文化首都」としての役割が更に重要となる京都における平安京学習の出発点として、一般の来館者はもとより、小学生の体験学習から中高生の修学旅行、大学生によるゼミ学習、外国人の観光などの機会をとらえ、広く京都のことを学びたい方々へ情報を発信しています。

(4) 図書館

ア 概要

市民に身近な学びと読書の拠点として、4 中央館、地域図書館等を設置するとともに、移動図書館の運行や電子書籍サービスの提供など、多様な図書館サービスを展開しています。全館ネットワークによる資料の取寄せや貸出・返却、インターネットを活用した資料検索・予約など、利便性の向上にも取り組んでいます。令和 7 年度の蔵書数は約 195 万点、年間貸出数は約 657 万点となっています。

イ 電子書籍サービス

令和 5 年 2 月からは電子書籍サービスを開始し、図書館に来館することなく、本の貸出しや返却を行い、自身のパソコンやスマートフォン、タブレットで電子書籍を読むことができるなど、利便性が更に向上するほか、文字の拡大表示や音声読み上げといった機能も充実し、視覚障害者の方に対する支援という側面においても、有用なサービスとして提供できるようになりました。

また、令和 6 年 2 月から 6 か月にわたって、能登半島地震の被災地である七尾市の市民へ本市の電子書籍サービスを提供しました。

令和 7 年度のコンテンツ数は約 4,660 点、貸出点数は約 66,000 点でした。

ウ LIB×LAB（リブ・ラボ）プロジェクト

「公共空間をまちに開くパブリック「テラス」プロジェクト」の推進に向け、図書館を「本を借りる場所」から、自宅や職場、学校以外の居心地

のよい第三の居場所、いわゆる「サードプレイス」としていくため、「LIB×LAB（リブ・ラボ）プロジェクト」を展開し、市民ニーズの把握や実証事業を通じて、交流・学習・文化活動などの機能を備えた新たな図書館構想の策定に取り組んでいます。

(5) 青少年科学センター

「科学者精神～科学的なものの見方、考え方、扱い方～」の体得を目的として、昭和44年5月に開設した青少年科学センターでは、展示棟、屋外園、本市で唯一のプラネタリウム（令和2年10月リニューアル）、各実験室や天文台からなる学習棟等の施設を備え、大学や企業等との連携のもと、児童生徒を対象としたセンター学習、教員の指導力向上を図る教員研修、展示場の一般公開や企業特別展の開催をはじめ、市民を対象にした多彩な事業等を実施しています。

一方で、施設については、老朽化による不具合が顕在化しており、適切な維持修繕・改築等の取組が必要な状況です。

さらに、施設面のみならず、社会経済や科学技術が大きく変化する中で、展示や事業等のあり方も問われる状況となっています。こうした背景を踏まえ、令和7年度には、「京都ならではのSTEAM教育」の充実に向け、その拠点となるに相応しい科学館となるための調査研究を実施しました。調査研究では、科学館としての「使命」や「あるべき姿」、「果たすべき機能」、「機能を実現するために必要な環境」等について、多角的な視点から議論いただくため、有識者からなる検討会議を開催し、その成果物として、令和8年6月に「議論のまとめ」を公表しました。

・利用状況（令和7年度）170,137人

（内訳）センター学習	23,459人
教員研修等	6,120人
一般公開	130,044人
市民科学事業	10,514人

・大学や企業等との連携した主な取組

① 京都大学：

平成28年度京都市会海外行政調査団からの提言をもとに、同大学が

開発した「ダジック・アース」を活用し、地球環境や気候変動の仕組み、天体等の映像を日本初の2方向からの投映により立体的・視覚的に学べるシステム「みらい地球儀」を平成31年3月から公開しております。

② ㈱村田製作所：

「次世代育成のための包括連携協定（STEAM教育）」（令和5年度～令和14年度）に基づき、10年間で1億円の寄付を頂くことになり、寄付金は新規展示品の製作や事業の充実等に活用しています。

③ 武田薬品工業㈱京都薬用植物園：

「教育活動充実のための包括連携協定」（令和6年度～令和8年度）に基づき、センター学習への教材提供や教員研修への講師派遣、屋外園の整備や事業実施など、人的・物的支援をいただいています。

(6) 野外教育施設

豊かな自然と触れ合う機会の少ない本市の子どもたちに、都市化した日常生活を離れ、自然の中で活動させ、豊かな感性を育むとともに、共同生活を通じて社会性を高めることを目的に、野外教育施設を運営しています。

ア 野外活動施設「花背山の家」

- ・ 開設 平成5年4月 左京区花脊別所町に開設
- ・ 施設 本館、宿泊棟、ロッジ、キャンプ場、キャンプファイヤー場、プレイホール、総合フィールドアスレチック「冒険の森」、グラウンド、テニスコート
- ・ 開設期間 通年（ただし、12月27日～翌年の1月4日は休所）
- ・ 年間利用者数 延べ45,651人（令和7年度）

イ 日野野外活動施設

- ・ 開設 平成2年8月 伏見区日野に開設
- ・ 施設 運動広場、兼用コート、野外炊事場、冒険の森、フィールドアスレチック、管理棟等
- ・ 開設期間 通年（ただし、12月28日～翌年の1月4日は閉鎖）
- ・ 年間利用者数 延べ13,901人（令和7年度）

(7) 学校歴史博物館

明治2年に64の番組小学校を創設するなど、日本の近代教育の発祥の地である京都の教育の歴史と、学校の創設・経営に尽くされた町衆の情熱を、学校文化財や歴史資料、約24,000点の収蔵品によって明らかにし、後世に伝えるとともに、市民の生涯学習や子どもたちの学習活動に役立てる施設として、元開智小学校跡地を活用し、平成10年11月に開館しました。

常設展示と併せて特別展や企画展を開催するとともに、「参加・体験する」博物館として講演会や体験教室を開講するなど、幅広い年代を対象に多彩な事業を展開しており、開館以来42万人を超える入館者を記録しています。

また、令和3年7月から、開館を継続しながら施設の耐震改修工事を実施し、令和5年度に完了しましたが、併せて館内の案内表示等のリニューアル、グラウンドの再整備等を行い、市民や観光客に親しまれる博物館づくりに取り組んでいます。